

## 関係者ヒアリングにおける主な意見

知的財産戦略推進事務局において、企業、大学研究者、実務家、支援機関、金融機関、地方自治体などの関係者からヒアリングを行った。

その結果の概要は以下の通り。

### 【概要】

#### **国際標準の獲得を通じた競争力強化**

《人材育成、標準化活動支援、企業の意識改革の促進》

○国際標準化活動のより一層の強化のためには、人材育成、標準化活動の支援、企業の意識改革等について、更なる取組みが必要。

《認証機関・制度の在り方》

○標準・規格を市場に結びつけるための認証が重要であるが、我が国の認定機関は、グローバルに展開する欧米の認証機関に比べて、プレゼンスが低い。

#### **知的財産マネジメントの一層の強化**

《産学連携における知的財産マネジメントの強化》

○リサーチ・アドミニストレーター(RA)は大学に根付いておらず、大学の自発的な取組みにより定着させるべき。大学に RA が皆無という訳ではなく、研究補助職や事務職の形でバラバラに存在している。そうした人材を専門職としてまとめて処遇することを検討すべき。

《経営者層への啓発を含む知的財産マネジメント人材育成の拡充》

○企業トップの知財に対する認識が依然として低い。企業経営層に対する啓発を奨励する施策を続けることが必要。

○知財人材の中では、企業経営と連携して知財を活用できる人材、及び、英語での交渉や標準化活動を含むグローバルな知財活動を担う人材が不足している。

《技術流出の防止》

○技術流出で大きいのは人を通じた流出。我が国では、技術者側に、職務上知得したものであっても自らが考えたノウハウは自分のものという意識があり、技術流出の一因となっている。

○日本では秘密管理性の要件が厳しい。日本の営業秘密の管理指針は細かすぎて実行するのは困難。管理指針を噛み砕いて一緒に読んでくれる人が必要。

### **アジア地域における知的財産環境整備**

- 製造拠点の海外移転という現状も踏まえ、日本で生み出した知財を海外で活用し、我が国に利益が還元されるような、グローバルな知財権の活用が必要。
- アジア諸国への特許出願コストの削減が必要。将来的に日本の審査結果を海外に展開する上で、特許審査ハイウェイもしっかりと進めるべき。
- 途上国や新興国での侵害訴訟では原告がなかなか勝訴できない現状を踏まえ、政府の支援を強化することが必要。

### **地域・中小企業等の知的財産活用支援**

- ワンストップ相談窓口では、関係各機関の情報を集約し、省庁別を実施している中小企業支援策に横串を刺して、真のワンストップ窓口を実現すべき。
- 出願から、権利化、事業化に至る各段階で存在している様々な支援について、支援策間の連携を図り、一体的に運用することが必要。
- 優れた技術を有する中小企業が、大企業の下請けとしての位置づけにとどまらず、自らの技術・ブランドを活用して積極的に海外展開できるよう、中小企業に対する支援を強化すべき。

## **国際標準の獲得を通じた競争力強化**

### **《人材育成》**

- 人材育成、特に標準化活動における専門家の育成や初心者の育成が必要。  
(関係府省、企業)
- 標準化人材を議論する際は、会議運営、技術、交渉、それぞれの人材を意識する必要。  
(公的研究機関)
- ベテランの知見を継承する取組を進めなければならないと認識しており、各社で蓄積した標準化の経験を会社の枠を超えて共有することが課題。  
(関係府省)
- 標準化人材の育成は、社内で標準化の経験のある社員からOJTで行うより、標準化に精通したプロによるほうが効果的。しかし、研修が首都圏に集中しており改善が必要。  
(企業)

### **《標準化活動支援》**

- フォーラム活動の場合は、参加団体が直接のメンバーとして参加するため加盟費等は国費ではなく各団体が負担しなければならず重荷である。  
(公的研究機関)
- フォーラム標準活動への政府支援については、「支援してほしい」という意見とそうでない意見、いずれもある。どこまで力を入れるべきか難しいところ。  
(関係府省)

### **《企業の意識改革》**

- 標準化担当は特殊分野の専門職、という認識が根強く、標準化の実績が評価され経営層になるような事例はあまりない。  
(公的研究機関)
- 日本企業の特徴として、ルールは自ら作り変えていくべきもの、という認識がない。標準も、所与の条件として受動的に捉えているようで、戦略性を持って自社に有利に策定していこうと考えるところまで至っていない。  
(企業)
- 産業界の意識向上については、経営者や管理者への教育を行ってきた。最近、大企業では意識が変わり良くなってきているが、中小企業はまだまだである。  
(関係府省)

### **《認証機関・制度の在り方》**

- 海外の認証機関は歴史があり経験の蓄積から、認証手法を自ら開発して新規分野の認証についても対応している。また、欧米の認証機関の規模が大きくスケールメリットを活かし認証費用を安価できるとともに、最初のうちは採算が合わない新規分野の認証もビジネスとして捉え積極的に進出している。一方、日本は政府から切り出された公的機関という色彩が強く、また未確立知見が溜まっておらず、新規分野の認証へは消極的。  
(公的研究機関、関係府省)
- 海外の認証機関を利用する際、認証申請に伴う技術流出のリスクなども指摘がある。  
(公的研究機関、関係府省)
- 欧州のように人命に関わるなどの安全性に関する認証スキームを作れないか。国内でも構築し認証済み製品しか市場に出せないようにすればよい。  
(企業)

## **知的財産マネジメントの一層の強化**

### 《産学連携における知的財産マネジメントの強化》

- 産学連携について結果が出てないというが、今の時点で大学知財本部をたたむような結論を出すことは良くない。大学知財本部や TLO の再編によって力を結集しつつ、産学が Win-Win の関係となるよう互いに努力していくべき。(企業団体)
- 大学発知財についてはマーケティングが出来ていないため、成功しないものが多い。(企業)
- 大学が不得手なマーケティングを TLO が行うことは推奨されるべき。一方、NPE (Non Practicing Entity) が国費で得られた特許の譲渡を受けて、日本企業が苦しむのは本末転倒である。(大学研究者)
- 大学知財本部では、MBA ホルダーのようなビジネスの分かる人が欲しいが、学術研究員として採用するには博士取得者であることが前提となるし、事務職員では処遇が低すぎて採用できない。第三の新たな職種が必要。(大学知財部)
- リサーチ・アドミニストレーター(RA)は大学に全く定着していない。必要なものは大学自身で取り組む必要があり、大学は自発的に RA を作るべき。(企業)
- 大学に RA が全くいない訳ではなく、人材はバラバラに存在している。それらの人材を専門職としてまとめたほうが良い。(大学研究者)
- パテントプールについて、研究段階ではプール化して利便性を向上させることも可能だろうが、実用段階では企業戦略に関わってくるので難しいだろう。コアテクノロジーを持っている企業はその特許をプール化したくないだろうし、持っていないところはプール化したいだろう。ケースバイケースである。(企業)
- シリコンバレーでは、サイエンス部分ではオープンであるが、製品の生産の段階になると M&A によりクローズな戦略をとる。(大学研究者)
- イノベーションの観点からは、欧州のプロジェクトは様々なベンダーが参加しているので、色々なアイデアが出てくる。(企業)
- 日本の科学技術政策の問題点は、それが文部科学省で終わってしまっていること。イノベーションを創出した後は知りませんとなってしまっている。これでは産業につながらない。(企業)
- 外国の産業育成政策は良くできており、研究資金を大学に直接渡すのではなく、イノベティブな企業に研究資金を渡して、その半分程度が企業から大学に流れる仕組みになっている。そのため、研究資金を受託した企業には研究成果を世に出していく責任が自ずと生ずる。(企業)
- ベンチャー育成のために、国のプロジェクトの申請において、大企業とベンチャーの共同申請を要件に加えることも考えられる。ベンチャーの技術に資金が提供されるし、埋もれているベンチャーを発掘できるかもしれない。ただ、自己資金の持ち出しが多いと、大企業は参加しないかもしれない。(企業)
- 国のプロジェクトも開発のレイヤー毎に参加企業が住み分けられれば良い。例えば、LED ではチップ、モジュール、システムのレイヤーごとに住み分けてプロジェクトを進めれば良い。競合する企業を集めてもプロジェクトは上手くいかない。(企業)

○研究への公的資金は、基本的にマッチングファンドが良いと思う。受託で 100%費用が支給されると、予算を使い切るために本来必要のない研究までしてしまう傾向が見受けられる。

(企業)

○受託研究といえども、全額国からの資金だけで研究できることはなく、企業からの持ち出しが必ずある。例えば、設備については受託研究だけで使用していることを証明する必要があるが、その証明が難しいため設備費の申請ができず、国費から設備費の支給を受けることができない。

(企業)

### 《経営者層への啓発を含む知的財産マネジメント人材育成の拡充》

○知財人材の中で①企業経営と連携して知財を活用できる人材と、②海外展開する際に、英語での交渉や国際標準などを含む知財活動をグローバルで行う人材が不足している。

(企業、大学研究者)

○日本人のエキスパートには、交渉能力を身につけて欲しい。技術よりプレゼンが勝つこともある。説得力があること、明確にわかる言葉であること、勇気・決意をもって臨むことが大切。

(実務家)

○企業側のほしい人材(知財をビジネス戦略に活用できる能力)と供給される人材の能力(単なる特許取得のための事務能力)とにミスマッチがあるようだ。

(大学研究者)

○新規事業立ち上げなどの際の知財部門と他部門の社内連携の度合いが高くないので、この辺の人材が不足している。

(大学研究者)

○知財に対する啓発活動をこれまで行ってきたが、知財に対する企業トップの認識がまだまだ弱い。企業トップの知財への意識を高める施策を続けてほしい。

(研究者)

○大学知財本部には、明細書を適切に書ける人がいない。業界団体等を活用し、企業 OB を派遣するなど出来ないか。

(企業団体)

### 《技術流出の防止》

○アジアの企業が半導体、液晶でシェアを伸ばしたが、設備だけで作れるものではない。日本の技術者がノウハウを持って技術移転をしたことが、これだけ早くキャッチアップされた理由だろう。技術流出で大きいのは人を通じた流出。他の分野でも人を介した技術流出は深刻。今、いくつかのアジアの工場は日本の生産技術者が動かしている。

(企業、大学研究者、実務家)

○日本には、頭の中に持っている知識について技術流出は罪という意識のない人が多い。技術者は、自分で考えたノウハウは自分のものという意識があり、これをどこで使おうといたろうという考えが根底にある。

(企業、大学研究者)

○他国企業とのジョイント・ベンチャーを通じて、技術流出が起こるという問題も大きい。

(大学研究者)

○製造装置や材料に知財が埋め込まれており、それらを購入することによって、日本の要素技術が使われてしまう。また、日本企業へのM&Aによって技術を丸ごと持って行かれる危険性もある。

(大学研究者)

- 日本では秘密管理性の要件が厳しい。日本の営業秘密の管理指針は細かすぎて実行するのは困難。管理指針を噛み砕いて一緒に読んでくれる人が必要だろう。また、当初秘密管理をしていてもだんだんいい加減になることがあるので、本当に守られているかウォッチしていくことが必要。(企業、大学研究者)
- 刑事事件において営業秘密の内容を保護することが重要。(企業)
- 現行の国家プロジェクトの情報公開はやりすぎだと感じる。透明性が高すぎて、せっかくの研究成果が海外まで筒抜けになる。(支援機関)
- 明細書の記載要件が、日本は欧米に比べ厳しいと感じる。開示するだけで権利がとれないで終わるものが多いとすれば問題。(企業)
- アジアの企業は日本の特許公報を見て研究している。特許公報による技術流出もあると思う。特許出願も多すぎる。(企業、大学研究者)
- 先使用权で実施又は準備まで要求せずに、先発明であれば自己実施権を認める制度を導入してはどうか。今は、過度な出願競争になっており、負けた方の開発が無駄になる。先使用权の拡大により過度の出願が抑制されれば、公報による技術流出の問題もなくなる。(大学研究者)

## **アジア地域における知的財産環境整備**

- 知財権のグローバルな活用という観点が弱い。製造は海外で行われているという現状を変えることはできないので、日本で生み出した知財を海外で活用して、日本に利益が還元する仕組みを考えなければならない。(大学研究者)
- アジア諸国への特許出願コストを削減するため、欧州特許のような制度をアジアでも実施するべき。また、特許審査ハイウェイもしっかりと進めてもらいたい。将来的には日本の審査結果を海外に持って行くという意味で重要。(企業、企業団体)
- 新興国で権利行使のため侵害訴訟を起こすと、特許を無効にされてしまう。訴訟には不確定な要素が多く、原告が勝てない。政府のバックアップが必要だがそれもない。(企業、実務家)
- 特許のポリスファンクションは大事。米国は1980年代に徹底して表に出してきた。研究開発投資をした人が報われるようにしなければならない。(大学研究者)
- 翻訳にお金がかかるのがきつい。機械翻訳は日英・英日はかなり精度が上がってきており、明細書の英訳や、参考文献を翻訳に使っている。中国語の翻訳はまだまだ精度が出ていない。クレームはしっかり翻訳するが、明細書は原文を参照することにして、参考程度に機械翻訳をつける程度で許してもらえるようになればありがたい。(企業)
- 国は外国のマーケティングの支援ができないか。例えば国の出先で、現地が何を望んでいるかを調査して、分科会なりで資料を日本企業に配ってはどうか。(大学研究者)
- 標準化や知財の動向は各社が調査しているが、互いに調査内容が重複しているはず。調査内容が重複している部分は一般的な内容であり、国費で調査を行い各社に提供して欲しい。(企業)

○海外政府等が発行している資料の日本語訳を国が提供してもらえると良い。

(企業、研究者)

### **地域・中小企業等の知的財産活用支援**

○底辺にいる中小企業を引き上げる必要がある。どんな企業にも知財はあり、現状の技術で利益を高めるためには知財が必要。(中小企業)

○企業の経営と密着した知財戦略を策定することが重要。知財の重要性を認識している中小企業は少なくないが、戦略性を持って知財に取り組んでいる企業は少ない。

(金融機関、大学研究者)

○特許を取得してもそれがすぐにお金に繋がらないため、その必要性が中小企業に理解されていないのではないかと。中小企業に知財を浸透させるには、知財を無視するとどんなリスクがあるかを知らしめることが重要。(金融機関、中小企業)

○中小企業が抱える高度な課題を解決するためには、より「狭く深い」支援をしていく必要がある。そこに、企業の技術・アイデア(強み)を活かすための「知財」という観点が入ってくるのではないかと。(金融機関)

○国の施策は数多く中小企業にとっては難しいため、分かりやすい様に「翻訳」して伝えることが重要。そのためには、中小企業の最も身近な支援機関である地域金融機関に知財の観点を持ってもらうことが重要。(金融機関、関係府省)

○ワンストップ相談窓口、地域経産局、中小企業基盤整備機構、INPIT、金融機関などから情報を集めることが重要である。さらに、各省庁でそれぞれ行う中小企業支援策とも横串を刺して、一つの窓口ですべての悩みを解決する体制にすることが必要。

(支援機関、金融機関)

○知財支援の質は、最初に相談を受ける窓口の知財人材の資質・能力に依存している。自ら知財に関する助言をする一方で、他に最適な部署があれば、人的ネットワークを活用して紹介できる人材を配置することが重要。(地方自治体)

○出願・審査請求・権利化・事業化の各段階で様々な支援が存在するが、一連の流れにはなっていないため、支援を繋げていくことが重要。(関係府省)

○良い技術を持つ中小企業は、大企業の下請けだけでは今後どうなるかわからず、国内需要も減少傾向にあるため、自らのブランドを構築し海外展開する必要がある。日本国内で権利を取得して争っているだけでは意味がない。(企業、大学研究者)

○海外出願支援を効果的に行うためには、30ヶ月を超える期間に渡る支援が必要になるので、単年度予算のスキームの中では十分に対応できない。また、随時支援できる体制が望ましい。

(地方自治体)

○中小企業が安心して海外出願するには、翻訳能力の見える化(レベル付など)が必要。質の悪い翻訳で権利が取れないことが多い。(関係府省)

○中小企業が持つ優れた特許が、新興国など海外で侵害されていても、現地に拠点もなく訴訟費用がかかり過ぎるため、泣き寝入りするしかない。費用を含めた国からの侵害対策支援が必要。(地方自治体、中小企業)

- 中小企業支援において金融機関が果たす役割は、企業が抱える課題を解決するために、適切な専門家や支援策を紹介できる、コーディネート機能である。 (金融機関)
- 中小企業の成長エンジンは非財務情報の部分にある。中小企業が持つ不動産などの有形資産(tangible assets)だけでなく、各企業の成長エンジンとなる技術・知財などの無形資産(intangible assets)にも着目した融資が、今後の地域密着型金融の在り方の一つではないか。 (支援機関)
- 大学の知は地域資源の重要なファクター。大学の技術シーズを広く中小企業向けに紹介する、大学との共同研究に係る中小企業の費用負担をサポートする等、大学と中小企業の連携を図る取組みが重要。 (支援機関)

以上